日 本 犯 罪 社 会 学 会

第４６回

大 会 プ ロ グ ラ ム

２０１９年
１０月１９日(土)　２０日(日)　　学　術　大　会

淑 徳 大 学 千 葉 キ ャ ン パ ス

〒260-8701　千葉県千葉市中央区大巌寺町 200

日本犯罪社会学会第４６回大会賛助団体御芳名

公益財団法人　日工組社会安全研究財団
龍谷大学　矯正・保護総合センター
公益財団法人　セコム科学技術振興財団

学会運営ならびに当大会開催に関し、上記の諸団体より御支援頂きました。
ここに、その御芳名を記して感謝の意を表します（敬称略）。

日本犯罪社会学会会長　　石塚　伸一
同　大会実行委員長　　野田　陽子

大　会　日　程

第１日目　　１０月１９日（土）

9:00	受　付　　15号館３階フロア						
10:00 12:00	自由報告A 15-201	自由報告B 15-202	自由報告C 15-301	自由報告Ｄ 15-401	自由報告E 15-402		
	昼　休　み						
13:10 16:10	セッションA 15-201	セッションB 15-202	セッションC 15-301	セッションD 15-401	セッションE 15-402	セッションF 15-501	セッションG 15-502
16:25 17:25	総　会　　15号館２階　201教室						
17:40 19:25	懇親会　　11号館１階　学生ホール						

第２日目　　１０月２０日（日）

9:00	受　付　　15号館３階フロア					
9:30 12:30	セッションH 15-201	セッションＩ 15-202	セッションＪ 15-301	セッションK 15-401	セッションL 15-402	セッションM 15-501
	昼　休　み					
13:40 17:10	シンポジウム　　７号館２階　201教室					
17:10 17:20	閉会式　　７号館２階　201教室					

会員休憩スペース　　**15号館３階　302教室**

理事会　18日（金）　17：00～18：30　　３号館１階　会議室
編集委員会　19日（土）　12：00～13：10（昼休み）　15号館５階　506教室
研究委員会　20日（日）　12：30～13：40（昼休み）　15号館４階　406教室

テーマセッション打ち合わせ

19日（土）　12：00～13：10（昼休み）

- **セッションA**　15号館４階　403教室
- **セッションB**　15号館４階　404教室
- **セッションC**　15号館４階　405教室
- **セッションD**　15号館４階　406教室
- **セッションE**　15号館５階　503教室
- **セッションF**　15号館５階　504教室
- **セッションG**　15号館５階　505教室

20日（日）　8：30～ 9：30

- **セッションH**　15号館２階　201教室
- **セッションＩ**　15号館２階　202教室
- **セッションＪ**　15号館３階　301教室
- **セッションK**　15号館４階　401教室
- **セッションL**　15号館４階　402教室
- **セッションM**　15号館５階　501教室

シンポジウム打ち合わせ

20日（日）　12：30～13：40（昼休み）　15号館５階　506教室

１９日(土)　　１０：００―１２：００

自由報告Ａ　　１５号館２階２０１教室

司会：山口　直也（立命館大学）
石田　侑矢（日本学術振興会）

A1　国際自己申告非行（ISRD）調査の国内実施に向けての諸課題――日本チーム発足からプレ調査実施までの経緯をふまえて――

○岡邊　健　　（京都大学）
相澤　育郎　（立正大学）
大塚　英理子（愛知教育大学）

ISRD は、共通の調査票により若者の非行や犯罪被害の実態把握、非行理論の検証等を、国際比較を視野に入れて行なう研究プロジェクトであり、これまでに 30 数か国が参加している。報告者らは、第 3 次調査への参加に向けて日本チームを発足させ、調査票の邦訳等を経て今春までにプレ調査を実施済である。本報告では、調査項目やサンプリング手続きの概要に言及した後、これまでに判明した本調査実施に向けての諸課題について検討する。

A2　家族関係を中心とした非行少年の実態と対人意識に関する一考察――量的調査をつうじて――

作田　誠一郎（佛教大学）

本調査は、少年院 20 か所に対して 2018 年 3 月から同年 4 月にかけて調査票を配布し、記入してもらう集合調査法を用いた。本調査の結果、親からの虐待経験は 24.6%であり、一方的な親からの叱責は 32.6%であった。これらの結果から、少年院に在院する少年は家族関係において多くの問題を抱えていることがわかった。本報告では、家族関係を中心に非行少年の対人意識や対人関係の特徴について明らかにする。

A3　なぜ非行少年の復学は困難なのか

大江　將貴（京都大学大学院）

平成 30 年版『再犯防止推進白書』では、少年の円滑な社会復帰のための支援策の一つとして修学支援が挙げられている。この中では、矯正施設からの進学・復学の支援についても取り上げられている。しかし、実際に矯正施設から復学する少年は、少数に留まっている。本報告では、専門誌に掲載されている事例をもとに、なぜ非行少年の復学には困難を伴うのかを明らかにする。

A4　非行経験者が考える「立ち直り」とは何か――青年期の移行課題の観点から――

都島　梨紗（岡山県立大学）

本報告の目的は、非行経験者が考える「立ち直り」の在り方を青年期の移行課題の観点から考察することにある。「立ち直り」に関する先行研究では、結婚や就労などのライフイベントが要因として挙げられているが、これらは若者が大人へと移行していく際に経験していく過程でもある。非行経験者へのインタビューデータを分析することで、彼ら／彼女らの考える「立ち直り」と、青年期の移行課題との類似・相違を明らかにする。

１９日(土)　　１０：００―１２：００

自由報告Ｂ　　１５号館２階２０２教室

司会：久保　貴　（東京福祉大学）
竹中　祐二（北陸学院大学）

B1　戦前少年保護実務家は戦後少年司法をいかに見たのか――戦前・戦後に勤務した少年保護実務家の言説分析――

竹原　幸太（東北公益文科大学）

従来、日本の少年司法制度は戦後 GHQ 改革で刷新されたとするのが通説的見解であった。しかし、それは少年司法政策上の観点からで、戦前少年保護事業下で勤務した実務家は戦後の少年司法をどのように捉えていたのか、実務者側からの見解が十分、検討されてこなかった。そこで、本報告では戦前の少年保護事業下で勤務し、戦後も引続き少年司法に携わった実務者の戦後少年法制に関する言説を検討する。

B2　保護司に慈善性が期待されたのはなぜか

盛田　賢介（一橋大学大学院）

戦後、保護司の慈善性は期待されると同時に、警戒もされ統制も試みられてきた。にもかかわらず慈善が期待され続けてきたのはなぜか。本報告では、この問いに制度構想の分析で答える。まず、保護司に対する期待と警戒を分析し、立場の違いに関わらず慈善性への期待が共有されてきたことを明らかにする。その後、慈善性への期待が、保護観察制度の樹立に伴いはじき出された領域をカバーするために求められたことを論じる。

B3　The Inside-out Prison Exchange Program――壁を越えて共に学ぶプログラムと日本における実現可能性――

島　亜紀（中央大学）

本報告は、受刑者と外の世界を繋ぐ教育プログラムとして米国から広がった The Inside-out Prison Exchange Program とその効果に関する研究を紹介し、日本における実現可能性について検討することを目的とする。このプログラムでは、大学生と受刑者とが刑務所内で共に学び、受講者双方に変化が起こると評価される点で他の更生プログラムとは異なるため、他の実践例との比較も試みたい。

B4　『聞き書きマップ』を活用した体験型「予防犯罪学」教育の試み

原田　豊（立正大学）

（独）科学技術振興機構 社会技術研究開発センターの提言書『犯罪から子どもを守る 7 つの提言』（2013 年 3 月）において、「予防犯罪学を学べる場を整備し、現場で取組む人々が知見を高められるようにする」ことが求められている。本報告では、この提言を大学教育のなかで具現化する試みとして、報告者らが開発した『聞き書きマップ』を活用した体験型授業について紹介し、その教育的・実践的意義と課題について検討する。

１９日(土)　　１０：００―１２：００

自由報告C　　１５号館３階３０１教室

司会：本庄　武　（一橋大学）
橋場　典子（成蹊大学）

C1　平成年間における性犯罪の量刑基準

○柴田　守　（長崎総合科学大学）
宮園　久栄（東洋学園大学）

本報告では、LEX/DB インターネット〔TKC 提供〕に掲載された平成年間の性犯罪事件を対象にして、統計手法によって、犯情や一般情状に関する各因子の重みづけ（傾向）を分析する。性犯罪の量刑の重罰化傾向は確認されているところである（実務上評価済みである）が、因子の重みづけの変化は明らかになっていない。本報告では、特に、平成年間で、因子の重みづけにどのような変化が見られるのかについて報告したいと思う。

C2　日本の厳罰化立法はポピュリズムによるものなのか？――厳罰化立法の量的分析――

京　俊介（中京大学）

本報告の目的は、日本における立法の厳罰化を量的に把握することである。司法や世論における厳罰化に比べ、立法による厳罰化については、個別事例があげられるのみで、体系的なデータでもって未だ実証されてはいない。そこで、本報告では、1990～2016 年の全立法（3427 件）を対象として、立法による厳罰化の量的な側面を明らかにする。昨年度の大会での拙報告にいただいたご指摘を踏まえながら、新たなデータと分析を付加したものとなる。

C3　人を裁くという原理と心情――裁判員裁判の現状から見えるもの――

○山本　聡　（神奈川工科大学）
渡辺　演久（神奈川工科大学）

裁判員制度 10 年が経た。専門裁判官による裁判とは違い、一回限りの裁判員による有罪率は 99.2%に下がっている。わずか、0.2%ではあるが、裁く側の恐れ、躊躇といった心理的不安や被告人の真摯な気持ちを汲み取ろうという、市民の正義感覚が影響している。そもそも「合理的な疑いを超える証明」の起源は、裁かれる側の人権保護ではなく、裁く側の恐れ、躊躇といった心理的不安からの解放装置なのであった（James Q. Whiteman 2008）。

１９日(土)　　１０：００―１２：００

自由報告D　　１５号館４階４０１教室

司会：大庭　絵里（神奈川大学）
水藤　昌彦（山口県立大学）

D1　性的客体／性的主体としての「幼女」――中国における年少者保護政策『四部門意見』とその社会的背景を検討する――

周　筱（筑波大学大学院）

本報告は、中国の刑事司法制度を対象に、特に 2013 年に公布された政策提言書の『四部門意見』に着目する。提言書には年少者を成人による性的侵害から保護する趣旨が書かれている一方、年少者同士の同意に基づく性行為に関してはその主体性を保障する解釈も含まれている。それはなぜだろう。本報告はこの問題に基づき、提言書が公布に至るまで、年少者の性的主体性がどのように把握されていたのかを、法的言説を素材に分析する。

D2　女子中高生の自画撮り被害――インターネットで知り合った男性からの被害に着目して――

○藤原　佑貴　（科学警察研究所）
宮寺　貴之　（科学警察研究所）
久原　恵理子（科学警察研究所）

児童が自分の下着姿や裸の写真を撮影させられ、メール等で送らされる被害について、全国の一般の女子中高生及び被害児童に対して質問紙調査を実施した。本報告では、自画撮り被害の実態を報告するとともに、インターネットで知り合った男性とやりとりをした児童のうち、自画撮り写真を依頼されなかった児童、依頼されたが送付しなかった児童、依頼されて送付した児童の回答を比較検討し、被害防止に関して考察を行う。

D3　婦人相談員への調査結果からみる性暴力被害の実態

○宮園　久栄（東洋学園大学）
柴田　守　（長崎総合科学大学）
山梨　光貴（中央大学大学院）

本報告では、報告者らが婦人相談員に対して実施しているアンケート調査の結果をもとに、従来の調査からはあまり見えてこなかった（たとえば、DV などの影に隠れていた）性暴力被害の実態について発表する。すでに 23 区を対象に先行調査を行ったが、今回は全国を対象に調査を実施した。現在の性暴力対策では救済できていなかった性暴力被害の実態を明らかにして、これまでとは異なる角度から性暴力対策のあり方を提案したいと思う。

１９日(土)　　１０：００―１２：００

自由報告E　　１５号館４階４０２教室

司会：福島　至　（龍谷大学）
大谷　彬矩（立命館大学）

E1　自動運転における責任――ドイツ倫理規則を手がかりに――

樋笠　尭士（中央大学）

自動運転において、自動運転車の販売者、プログラマー、乗客の責任の過大化ないし、当該業界の萎縮を防ぐためには、ジレンマ状況における緊急避難の議論のみでは不十分である。緊急避難を違法性阻却と解する日本においては、まずは、許された危険の法理や、過失犯における信頼の原則による構成要件段階での解決に議論の比重を傾けるべきである。それゆえ、ドイツのような倫理規則ないしガイドラインの策定が急務となる。

E2　薬物犯罪を医療者等が「通報しない態勢」の法的問題と規制薬物需要削減

飯野　海彦（北海学園大学）

医療者等が患者の規制薬物乱用を認知した場合、その身分により法律上の告発義務乃至権利が生じる一方、刑事法上及び私法上の守秘義務も生じ、義務衝突が生じる。これら法的問題を整理したうえで、医療者等が「通報しない態勢」をとって薬物使用障害者からの接近性を保つことが、規制薬物需要削減に如何なる効果を及ぼすかを論証する。

E3　熊本地震後の被災地における窃盗の発生状況――震災による窃盗の増加は見られるか――

○岡本　英生　（奈良女子大学）
齊藤　豊治　（大阪弁護士会）
岡田　行雄　（熊本大学）
松川　杏寧　（人と防災未来センター）
宇都宮　敦浩（鹿児島大学）

熊本地震（2016 年発生）後の被災地における窃盗の発生状況について、警察データ及び住民アンケートをもとに分析・検討を行った。窃盗犯（手口別）認知件数を用いた分析では、窃盗の中でも空き巣が震災後に一時的に増加したことがわかった。また、被災地住民を対象としたアンケート調査からも、震災後は震災前に比べて空き巣被害が増加している様子がうかがえた。

１９日(土)　　１３：１０―１６：１０

テーマセッションA　　１５号館２階２０１教室

日本の死因究明制度について考える

コーディネーター：笹倉　香奈（甲南大学）
司会：松原　英世（愛媛大学）
指定討論者：笹倉　香奈（甲南大学）
吉川　優子（吉川慎之介記念基金）

統一的な死因究明制度の不存在、圧倒的な死体解剖率の低さ、死因究明における大きな地域間格差等、日本の死因究明制度には看過しがたい問題が山積している。こうした状況を改善するべく、2012 年に「死因究明等の推進に関する法律」、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」のいわゆる死因究明関連二法が成立した。

本ミニシンポジウムでは、この死因究明関連二法が日本の死因究明制度に与えたインパクト及び死因究明制度の現況を確認するとともに、CDR（Child Death Review／子どもの死亡登録・検証制度）を取り上げて、今後の死因究明制度の展開について検討する。

１．日本の死因究明の現状

松原　英世（愛媛大学）

本報告では、日本の死因究明制度（解剖についていえば、日本では司法解剖、新法解剖、行政解剖が並立している）を概観するとともに、各種の統計数値（例えば、全国や地域ごとの死亡者数、各種の解剖数）に触れながら、本制度が実際にどのように運用されているのか、また、どのような問題を抱えているのか（これらは刑事法研究や犯罪学研究に密接に関係するものである）を確認する。

２．日本の死因究明制度上の課題

河村　有教（海上保安大学校）

本報告では、現行法の枠内での死因究明制度の課題について論ずる。捜査機関によって変死体か否かを振り分ける基準が不明瞭であることの問題、同様に、検視から法医による司法解剖（鑑定）に移行させる基準が不明瞭であることの問題、さらには、司法解剖や調査解剖（死因身元調査法上による解剖）のクオリティ・コントロールの欠如の問題等について言及する。

３．保育事故から見る CDR の必要性

寺町　東子（子ども安全計画研究所）

2018 年 12 月、成育基本法が成立し、我が国でも Child Death Review（CDR）制度の実施が現実的課題となってきている。保育施設での乳児死亡事例に殺人罪及び保護責任者遺棄致死罪で処罰された事案が潜んでいたことを踏まえ、子どもの死亡を網羅的に登録し、死因究明状況を評価・検証し、避けられる死を避けるための提言を行う CDR 制度の必要性について、弁護士に加え社会福祉士、保育士の資格を有する立場から報告する。

４．日本版 CDR 構想の検討――CDR 導入の必要性と課題――

小佐井　良太（愛媛大学）

日本での CDR（Child Death Review：子どもの死亡登録・検証制度）導入を目指す動きと研究（＝「日本版 CDR 構想」）はこれまで、子どもの虐待死の見逃し防止や死亡事故の予防に関心を寄せる医療関係者を中心に進められてきた。本報告では、今後、法学的／法制度論的な議論の俎上に CDR を本格的に載せて行くための準備作業として、「日本版 CDR 構想」を手がかりに CDR 導入の必要性を確認し、制度設計・運用上の課題を検討する。

１９日(土)　　１３：１０―１６：１０

テーマセッションB　　１５号館２階２０２教室

ジェンダーの視点から見た矯正施設

コーディネーター：矢野　恵美（琉球大学）
司会：齋藤　実　（獨協大学）

矯正施設においては、その数の多さから、男性受刑者、男子少年、男性刑務官を中心に語られることが多い。本テーマセッションでは、矯正施設を、ジェンダーの視点をベースに様々な角度から見直すことを目的とする。個別報告では、矯正施設で行った調査や、現状を下に報告を行う。

１．企画趣旨

矢野　恵美（琉球大学）

２．鑑別所における女子非行少年の被害体験

西澤　朋枝（岡山鑑別所）

鑑別所における調査をもとに、女子非行少年と被害体験、逆境的小児体験 ACE に関する報告を行う。

３．矯正職員の適応感とストレス

谷本　拓郎（京都鑑別所）
水戸部　準（岩国刑務所）

犯罪者の改善更生に向けたアプローチを日々実践する矯正職員を対象に行った、職務に係る適応感やストレス状況の結果をもとに、犯罪者の更生及び心理的成長に向けて前向きに関与するために援助者が解決すべき課題等を男女に分けて検討する。

４．男女受刑者の被害体験と加害体験

齋藤　実　（獨協大学）
矢野　恵美（琉球大学）

刑務所における調査をもとに、男女受刑者の被害体験、加害体験等を報告する。

５．男女刑務官の職務環境

矢野　恵美（琉球大学）

女性刑務官の離職が問題になってから、女性刑務官の執務環境には焦点があてられてきた。本報告では、男性刑務官の執務環境をジェンダーの視点から見直し、男女刑務官の執務環境を考察する。

１９日(土)　　１３：１０―１６：１０

テーマセッションC　　１５号館３階３０１教室

特殊詐欺などの身近な犯罪から高齢者を守るには

コーディネーター：齊藤　知範（科学警察研究所）
司会：田中　智仁（仙台大学）

特殊詐欺の認知件数は、2017 年まで 7 年連続で増加した。特殊詐欺被害に関しては、脆弱性のある人々を手厚くケアするハイリスクアプローチや、人間の注意力に必ずしも依存しない手法のほか、金融機関や店舗における水際対策の有効性を高める手法、広報啓発などが考えられる。本セッションでは、この十数年来の諸対策も振り返りながら、特殊詐欺などの身近な犯罪から高齢者を守るための犯罪研究の成果や取り組みを報告するとともに、将来的な発展可能性を展望する。

１．特殊詐欺の被害予防対策に関する研究――予兆電話への対応策――

齊藤　知範（科学警察研究所）

特殊詐欺の被害に至る主要な経路として、犯行グループ側が親族を偽装するなどの形で、偽の電話による連絡行為が事前に行われる。本報告では、最近の調査から得られたデータを用いて、こうした予兆電話に接する住民がどの程度いるか、予兆電話等に接した住民による相談等の対処がどのように行われているか、被害を予防するために実施されている対策が有効に機能しているかなどの点について分析する。

２．特殊詐欺の被害予防対策に関する研究――水際対策と広報啓発――

山根　由子（科学警察研究所）

特殊詐欺の被害は、高齢者本人の意識高揚だけでは防ぐことができない場合が多い。本報告では、2018 年に警察庁が実施した「オレオレ詐欺被害者等調査」の結果に基づき、広報啓発の限界や金融機関の窓口における水際阻止の現状を中心に報告する。その上で、水際対策がうまく機能した要因を検討し、より踏み込んだ水際対策の実現可能性について考察する。

３．警備業による特殊詐欺防止対策の現状と課題

田中　智仁（仙台大学）

特殊詐欺防止対策の一翼を担う主体として、警備業に注目が集まっている。2018 年 6 月には警視庁と東京都警備業協会が「特殊詐欺被害防止対策協定」を締結し、施設警備や貴重品運搬警備（現金輸送）の警備員による「声掛け」で特殊詐欺を防止した事例も増えてきた。一方で、警備員の人手不足と業務量の増加が課題となっている。本報告では、警備業の現状を踏まえながら、官民一体の水際作戦の実効性について検討する。

４．特殊詐欺に対する防犯対策の過去・現在・未来

江﨑　徹治（国士舘大学大学院）

特殊詐欺が出現して 10 年以上が経過するが、その間、どのような防犯対策がなされたのであろうか。本報告では、平成 20 年頃に警視庁で振り込め詐欺の防犯対策を担当した当時を振り返り、再び再就職先の企業でオレオレ詐欺防止機器の開発に関与することとなった因果から、現状を考えることで、経験則上の問題点を探るとともに、最先端の研究者の知見に触れている経験から未来を予測する。

１９日(土)　　１３：１０―１６：１０

テーマセッションD（ラウンドテーブル）　　１５号館４階４０１教室

若年者に対する施設内処遇の展望と課題

コーディネーター・司会：　武内　謙治（九州大学）
話題提供者：　中島　学　（美祢社会復帰促進センター）
相澤　育郎（立正大学）
大谷　彬矩（立命館大学）
石田　侑矢（日本学術振興会）
武内　謙治（九州大学）

現在、「法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」が開かれており、少年法適用の上限となる年齢の引下げの是非とともに、刑事政策措置のあり方が幅広く検討の俎上に載せられている。そこで検討されている刑事政策措置は、18 歳と 19 歳の者（年長少年）に対象を限定しているわけではない。しかし、今般の改正構想の中心に位置するのがこの年齢層の者への対応であることは間違いがなく、刑事政策としてもこれまでにない新しい措置がみられる。少年法適用の上限となる年齢が引き下げられることがあれば、年長少年は少年司法・刑事司法上「成人」として扱われることになり、刑事処遇のあり方が不可避的にこれまでとは変わることになる。また、少年法適用の上限となる年齢の引下げが行われないとしても、民法上の成年年齢に達した者の非行や犯罪にどのように対応すべきかは、それ自体として検討すべき大きな課題である。反対に、脳科学の最近の知見が明らかにしているように、20 歳代半ばまでの者の発達がそれより上の年齢層の者のものとは質的に異なっているのであれば、この年齢層の者の処遇のあり方も問題になるであろう。

そこで、本セッションでは、施設内処遇に焦点を当てて、若年者処遇の問題に検討を加える。「若年者」として想定するのは、年長少年と、（現在少年院や少年刑務所への在所が可能である年齢の上限となっている）26 歳までの「若年成人」である。現在、少年院における矯正教育と少年刑務所・刑務所における矯正処遇にはどのような異同があるのか、少年院や少年刑務所において年長少年と他の年齢層の少年とでは（どのように）処遇が異なっているのか、成人に対する処遇との異同はどうか、今後の課題として、どのような年齢層の者にどのような処遇ができ、またそれが許されるのか。こうした問題群を、諸外国（アメリカ、フランス、ドイツ）における制度と運用との比較、日本における歴史的展開、処遇の対象となる者が抱える問題へのアプローチや解決のあり方などに関する知見を踏まえて、検討していきたい。

本セッションは「ラウンドテーブル・ディスカッション」形式で行う。本セッションでは、予め何らかの決まった結論を準備しているわけではない。犯罪社会学会における自由闊達で立場を超えた議論こそが学術活動の発展だけでなく、立法や実務運用の健全な進展につながることを信じてやまない。多くの会員に参加をお願いしたい。

１９日(土)　　１３：１０―１６：１０

テーマセッションE（ラウンドテーブル）　　１５号館４階４０２教室

矯正施設における社会復帰支援――多機関連携に向けて――

コーディネーター・司会：　仲野　由佳理（日本大学）
話題提供者：　仲野　由佳理（日本大学）
服部　達也　（加古川学園）
北川　裕美子（四国学院大学）
平田　哉　（丸亀少女の家）
長尾　貴志　（四国少年院）

近年、矯正施設では様々な機関との連携が進んでいる。社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職の配置が進み、少年院でも在院少年の福祉的・医療的な課題に対応できる体制が整いつつある。一方で、司法・福祉・医療・教育という領域の異なる連携の難しさや課題も指摘されている（仲野ほか 2019）。特に、少年院の場合には、法務教官や専門職（各機関）、そして少年や保護者との合意形成を図っていく必要がある。そのため、出院後の社会生活に向けた具体的なビジョンを共有することが必要不可欠であるが、約 11 カ月という在院期間で出来ることは限られる。出院後の円滑な社会復帰を目指して、施設内処遇から社会内処遇への切れ間のない支援体制を構築するための、協働体制をいかに構築するかを検討することは重要な課題である。本ラウンドの目的は、施設内の連携（法務教官と各施設に配置の専門職）と施設外の連携（社会内の資源）の両面から課題を整理し、施設内外の連携・協働体制の構築の可能性に関する検討を行うことである。

本ラウンドの構成は以下の通りである。まず、矯正施設の社会復帰支援における課題について先行研究をもとに整理する。特に、ノルウェーの刑務所で実践されている、社会とのポジティヴなつながりを維持したままの社会復帰支援を参考として、その応用可能性を探る。次に、少年院における多機関連携の具体的な事例と社会復帰支援に関する制度的な解釈や実務的可能性について報告する。さらに、少年院でのソーシャルワークについて、少年院に勤務する社会福祉士の視点から、施設内連携（法務教官と専門職）という観点から検討する。続けて、同じく施設内連携の課題について法務教官の視点からの検討も行う。司法の観点に立つ法務教官と福祉の観点に立つ社会福祉士は、時として、互いの専門性の違いが共通認識の形成を妨げてしまう場合がある。そこで、それぞれの立場から「専門性の違い」に関する客観的な話題提供と考察を行いたい。最後に、上記の話題提供を踏まえ、立ち直りを支える連携・協働に関して、オーディエンスの皆さんにもご参加いただき、ディスカッションを行う予定である。

１９日(土)　　１３：１０―１６：１０

テーマセッションF（ラウンドテーブル）　　１５号館５階５０１教室

刑務所を開いていく「語り」とは？

コーディネーター・司会：森久　智江（立命館大学）
話題提供者：藤岡　淳子（大阪大学）
深谷　裕　（北九州市立大学）
他

名古屋刑務所事件以降に端を発した一連の行刑改革は、2007 年の被収容者処遇法を主軸に、この 10 年ほどの間に、実務に様々な影響をもたらした。一方、2000 年代半ばまでの過剰収容状況が収束する中で、相対的に再入所者への対応が注目されるようになり、また、高齢被収容者や障がいのある被収容者の増加と、その対応として福祉をはじめとした対人援助領域との連携が多様な形で行われるようになった。それは、従来の行刑密行主義・刑務所完結主義のもとで展開されてきた刑罰の執行のあり方に疑問が呈され、社会において、刑務所とはどのような存在であるべきなのかが問われた契機であったといえる。

かような時代の「うねり」は、刑務所という機構の内部に何をもたらしたのか。行刑改革の方向性を決めた行刑改革会議は、その提言において、「国民に開かれた刑務所へ」というスローガンを打ち出したが、果たして刑務所は、真に開かれることを志向してきたのか。刑務所とは社会においてどのような存在であるべきなのか、この問いに、刑務所自身がどう応えようとしているのか。これらを改めて探るべく、本テーマセッションでは、刑務所職員による自らの役割及び現状の課題に関する認識と、それを職員をはじめ（被収容者を含む）他者と共有する「語り」の過程に関する考察をもとに、社会に対して刑務所が「開かれる」ということの意味とそのあり方について、検討を行うこととしたい。

具体的には、まず深谷より、この間実施してきた刑務所職員に対するインタビューの結果とその考察について、特に「感情労働者」としての刑務所職員の側面に着目しつつ話題提供を行う。次に、藤岡より、刑務所における「語り」について、従来、国内外で行われてきた取り組みの概要の検討と、今後の日本における試行につき提案を行う。

その上で、矯正に携わる実務家や研究者からのコメントをもとに、今後、社会の中で具体的に刑務所という存在が開かれたものになりうるために何が必要であるのか、どのようなプロセスを経るべきであるのか、ラウンドテーブルとして参加者と広く議論を行うことができれば幸いである。

１９日(土)　　１３：１０―１６：１０

テーマセッションG（ラウンドテーブル）　　１５号館５階５０２教室

受診者の薬物規制法違反への医療者等による対応

コーディネーター・司会：平井　愼二　(独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター)
話題提供者：平井　愼二　(独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター)
白川　雄一郎（千葉ダルク）

刑事司法体系が規制薬物乱用を厳正に取り締まり、刑罰を与える態勢は、薬物乱用対策を構成する要素として必要であり、日本ではその態勢は明確である。

一方で、援助側職員が規制薬物を乱用した者に対応した際の方針は、関係機関に共通のものはなく、精神科医療施設に限っても混乱があり、通報する施設と通報しない施設がある。

その混乱は、物質使用障害に対する治療を受けたい者が検挙されることを恐れ、受診を回避しがちになり、規制薬物乱用者を社会に潜伏させる。

正しくは、援助側機関は対象者による既遂の規制薬物使用を取締機関に通報せず、援助の提供を優先し、同時に、対象者の同意が得られれば対象者の存在と規制薬物使用傾向を後に取締側職員に伝え、面接等を実現させ、取締側職員の関わりを将来の規制薬物使用に対する抑止力として利用するべきである。

下総精神医療センターでは患者の薬物乱用を尿検査で厳正に把握するが、陽性になっても取締機関に通報することはない。その態勢をもつ同施設に、2000 年から現在まで、関東麻薬取締部から取締職員が訪れ、治療中の規制薬物乱用者の中で同意した者と面接している。麻薬取締官との面接並びに後の接触により、法による抑止力が処遇に設定される。同様のかかわりを警視庁も 2012 年から 2016 年まで行った。

千葉ダルクは、集団生活あるいはデイケアや夕刻のミーティングで回復を支える施設である。回復の経過中に覚醒剤等の乱用は生じることがある。過去には、入寮中の者が覚醒剤を使った場合に集団生活を継続させることは、他の入寮者を守るためには困難であり、退寮させた。しかし、現在では、規制薬物を乱用した者を下総精神医療センターで麻薬取締官に面接させるなどして、より強い法の抑止力がかかった新たな設定にして、回復訓練を再開する。

対象者の規制薬物乱用に対する上記の援助側の態勢は援助を望む対象者を円滑に受け入れ、援助を提供し続けることを保つ。また、援助側にかかわる規制薬物乱用者を、通報する場合より多くして、法による抑止力を強く提供する。従って、通報しないが、後に対象者に関して取締機関に伝える努力をする援助側の作業は、刑事司法体系の犯罪予防効果を増幅するものであり、社会の平安を効果的に支える。従って、上記の援助側の態勢を、刑事司法体系は援助側に期待するべきであり、その援助側の態勢に協力しなければならない。

２０日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションH　　１５号館２階２０１教室

国際的視点に立った刑事政策の実現
――第14回国連犯罪防止会議（京都コングレス）の開催に向けて――

コーディネーター・司会：　山口　直也（立命館大学）

2020 年 4 月に、京都で 50 年ぶりに国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）が開催される。コングレスは 1955 年以降、5 年ごとに開催されてきた国際的刑事司法・刑事政策に関する政府間会議であり、「被拘禁者処遇最低基準規則」「非拘束的措置のための最低基準規則（東京ルールズ）」など、犯罪防止、犯罪者処遇に関する重要な準則を策定するとともに、その実施を促進してきた。

例年、コングレスにおいては、当該 5 年度において実現が目指されるメインテーマの他、テロリズム、薬物犯罪に関する犯罪防止と司法協力、拘禁代替措置、修復的司法等に関する刑事政策、施設内拘禁、死刑等に関する行刑問題、人身取引、子どもの保護等に関する被害者問題等についてワークショップ、サイドイベントも開催され、NGO の関与も含めて犯罪防止・刑事司法に関する幅広い問題が､国際的視点にたって議論されている。

そこで本テーマセッションでは、来年 4 月にわが国でコングレスが開催されるにあたって、刑事司法、少年司法のいくつかの論点について、既存の国連条約、準則、決議を踏まえたうえで、グローバルな観点に立脚しつつ、わが国が実施すべき刑事政策の在り方を理論・実務双方の視点から議論したい。

各報告内容及び報告者は以下のとおりである。

趣旨説明　国連と刑事司法――コングレスの歴史と刑事法学の関わり――

山口　直也（立命館大学）

国連における刑事司法の関わりを、5 年ごとに開催されるコングレスと毎年開催される国連刑事司法委員会（コミッション）の関係を踏まえたうえで検討し、2020 年 4 月にわが国で開催される第 14 回コングレス、そして、その後の国際刑事政策の場で、犯罪社会学会として何ができるのか、何をすべきなのかについて問題提起する。

１．第 14 回国際連合犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）の開催

瀬戸　毅（国連アジア極東犯罪防止研修所）

国連刑事司法における国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の意義及び機能について説明するとともに、特に、同研修所が過去のコングレス及びコミッションにおいて果たしてきた役割、そして今回の京都コングレスにおいて果たす役割について報告する。

２．コングレスにおけるアジア刑政財団の関わり

山下　輝年（アジア刑政財団）

国連 NGO であるアジア刑政財団（ACPF）が国際刑事政策の領域で果たしてきた役割について説明するとともに、特に、同財団が過去のコングレス及びコミッションにおいて果たしてきた役割、そして今回の京都コングレスにおける関わりについて報告する。

３．コングレスにおける日本弁護士連合会の関わり

東澤　靖（第二東京弁護士会）

国連 NGO としての資格も有する日本弁護士連合会（JFBA）が国際刑事政策の領域で果たしてきた役割を説明するとともに、特に、過去のコングレス及びコミッションにおいて果たしてきた役割、そして今回の京都コングレスにおける関わりについて報告する。

４．コングレスにおける刑事法研究者・市民 NGO の関わり

新倉　修　（国際民主法律家協会）　鄭　裕靜（青山学院大学）
笹倉　香奈（甲南大学）

新倉・鄭報告では、刑事法研究者、そして国際民主法律家協会（IADL）の一員として、コミッションを含む種々の国際会議で発信してきた内容を踏まえて、今回の京都コングレスにおける関わりについて報告する。笹倉報告では、刑事法研究者、犯罪社会学会会員として、今回の京都コングレスにいかに関わるべきかについて具体的内容を報告する。

２０日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションⅠ　　１５号館２階２０２教室

犯罪者処遇への市民参加の現代的諸相

コーディネーター・司会：　高橋　有紀（福島大学）

犯罪者処遇への市民参加は、①犯罪をした者等の社会的紐帯の維持、②矯正・更生保護における権力行使の適正確保、③犯罪者処遇への市民の理解向上に有意義とされる。市民に「理解され、支えられる」ことの意義は、矯正・更生保護それぞれの「有識者会議」でも強調された。しかし、どれだけ「多様な市民」が犯罪者処遇に参画し、そこに限界や課題はないのか。本セッションではこの点につき理論と実務・実践の観点から考察する。

１．矯正施設における市民参加の現状と課題

中島　学（美祢社会復帰促進センター）

刑事施設、少年院等における市民参加は刑事収容施設法や少年院法の改正に伴い大きな変化がみられた。また、2007 年に運用を開始した PFI 施設では、その運営にも民間企業が参画するなど、従来の刑務官等の公務員主体の施設運営とは異なる施設運営が展開されている。本報告では、これら近時の制度変更等が矯正施設への市民参加をどのように推進し、また、その影響がどのようなものであるかを整理し、その今日的課題とその対応等について検討する。

２．犯罪者処遇における『第三者委員会』の意義と課題

高橋　有紀（福島大学）

ともすれば密行的、排他的になりがちな犯罪者処遇にとって、第三者委員会の設置は、健全な市民感覚の反映や市民への広報・啓発に大きな意義を持ち得る。しかし、こうした委員会は時に、「処遇される」犯罪をした者等より「処遇する」機関や地域社会の多数派の利害を優先しがちでもある。このことについて、福島県で矯正・更生保護それぞれの「第三者委員会」で委員長を務める報告者の経験も踏まえ、理論的観点から検討する。

３．地域における再犯防止の推進と矯正、保護の役割（仮）

本庄　武（一橋大学）

再犯防止推進計画では、地方自治体の再犯防止に関する責務が法定され、地域における再犯防止を推進することが目指されている。しかしこの計画にあって矯正や更生保護という伝統的な刑事司法機関がいかなる役割を果たすべきかはなお明らかではない。そこで本報告では、とりわけ従来、地域から閉じられていることで地域に安心・安全をもたらすと考えられてきた矯正機関が今後果たすべき役割に重点を置いて、検討したい。

４．不可視化されるコミュニケーション――地域社会における多様性と社会的分断の現在――

川端　浩平（津田塾大学）

21 世紀の日本の都市部の中心市街地は、郊外化と拮抗／連動しつつ、再開発とともにジェントリフィケーションが進行した。その過程において明らかになったことの一つは、多様性が言祝がれるいっぽうで社会的な分断線が引かれていったことである。本報告では、ホームレスの人びとと防犯パトロールのボランティアメンバーへの参与観察で得られた知見を起点として、地域社会における多様性と社会的分断の現在への考察を深めたい。

２０日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションJ　　１５号館３階３０１教室

覚せい剤事犯者の社会復帰に向けた地域の役割
――司法・処遇・支援の各視点から――

コーディネーター・司会：　矢作　由美子（聖徳大学）
指定討論者：　松本　俊彦　（国立精神・神経医療研究センター）

近年、覚せい剤事犯者に対して、様々な施策が導入されてきている。その一つが、平成 28 年 6 月に施行された「刑の一部の執行猶予」（以下、「一部猶予」という。）である。一部猶予導入から 3 年を経て、わが国の覚せい剤事犯の施策は大きな転換点を迎えている。

本セッションでは、一部猶予は、覚せい剤事犯者の社会復帰にとって有効な制度であるのかを、過去 10 年間に仮釈放になった覚せい剤事犯者に関する調査結果を踏まえて検討する。

１．司法の視点からの可能性について

吉開　多一（国士舘大学）

司法の視点から、従前の覚せい剤事犯に対する捜査・公判の実情と量刑判断の枠組みの概要を示した上、施行からこれまでの一部猶予の適用状況の分析と、一部猶予が従前の刑事裁判実務にどのような変化をもたらしたかについて、適宜事例に言及しながら説明する。さらに、再犯防止を図ることを目的として、刑事裁判における量刑と、その後の矯正・保護での処遇、さらに地域でのサポートとの連携可能性について論じる。

２．実務家からの現状と処遇の意義・課題について

勝田　聡（法務省）

保護観察制度の概要を述べ、どのような覚せい剤事犯者が保護観察付一部猶予となっているのかなど、統計や事例を示しながら実情を説明する。加えて、保護観察所においては、薬物再乱用防止プログラムを中心とする保護観察処遇を実施しているが、行動変化の段階モデルに基づいて同プログラムの意義を考察した上で、保護観察処遇の課題や、保護観察対象者を地域における治療や支援につなげることについて論じる。

３．データ分析結果を踏まえての報告

羽間　京子（千葉大学）

2003 年に仮釈放に付された覚醒剤事犯者の、10 年間の薬物再犯データを分析した結果について報告する。対象としたのは、約 1800 人の覚せい剤事犯者であり、日本の代表サンプルと言える。分析の結果、年齢、受刑回数、刑期、仮釈放期間、精神障害が薬物再犯のリスクを高める因子であることが示された。研究結果に基づいて、今後の覚醒剤使用者への処遇やサポートについて論じる。

２０日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションK（ラウンドテーブル）　　１５号館４階４０１教室

刑事政策学の復権Ⅴ

――いかにすればポスト／ニーズを増やす／高めることができるか――

コーディネーター・司会：　松原　英世（愛媛大学）
話題提供者：　武内　謙治（九州大学）
中村　芳生（中央大学）
石塚　伸一（龍谷大学）

第１回「法学教育における刑事政策の意義と展望」、第２回「社会の変容と刑事政策学の意義」、第３回「刑事政策学のアイデンティティを求めて」、第４回「刑事政策学のこれから」と続いた本企画『刑事政策学の復権』も、今回でいよいよ最後である。そこで、今回はプラクティカルな課題（いかにして刑事政策学のポストや大学／社会における具体的なニーズを増やしていくか）を取り上げたい。

話題提供として以下のトピック（①刑事政策学におけるリカレント教育の意義や可能性について、②法学部（ロースクール）及び法学部以外（福祉や心理、その他の周辺領域）で刑事政策学を教育することの意義やその実現可能性について、③犯罪学部設置構想（具体的なビジョン、それを実現するための戦略、その実現可能性、実現に向けた課題、場合によっては代替案、期待される効果等々）について）を用意しているが、議論はこれらに限定されるわけではない。これらをきっかけとして、刑事政策学について種々意見交換ができればと考えている。

かつて、犯罪社会学について同様の課題が取り上げられたことがある（例えば、ミレニアム特別企画ラウンドテーブル・ディスカッション「犯罪社会学の活性化」（第 27 回大会）、ラウンドテーブル・ディスカッションB「世論形成及び政策過程における犯罪社会学研究者のレーゾンテートル：少年法改正を素材として」（第 28 回大会）、ラウンドテーブル・ディスカッションA「30 年を振り返って：The Spirit of 犯罪社会学会」（第 30 回大会））。これらの企画については、その関心が本企画のそれと重なる面が多々あるように思われる。それゆえ、犯罪社会学研究者の経験や意見等も大いに参考になるだろう（なので、社会学者の方々の参加も大いに望まれる）。

くどいようだが、今回が本企画の最終回である。それゆえ、話題提供者も３名に絞り、参加者間でのディスカッションに多くの時間を割く予定である（本テーマセッションの形式が「ラウンドテーブル・ディスカッション」であることをあらためて確認しておきたい）。一人でも多くの方にご参加いただき、刑事政策学について考えていることを自由に語っていただければ幸いである。

２０日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションL（ラウンドテーブル）　　１５号館４階４０２教室

反復違法行為者に対する治療の義務付け

コーディネーター・司会： 尾田　真言（NPO 法人アパリ）

常習犯対策は刑事政策では永遠の課題とされてきた。しかし、ヒトの行動原理に基づく条件反射制御法は反復違法行為者に対してめざましい効果をあげている。私は再犯防止のためには治療処分を創設し、条件反射制御法を義務付けるべきだと考えている。

本セッションでは、反復違法行為者の社会復帰を長年にわたって支援してきたデイケアクリニックの精神科医、ストーカーのカウンセラー、ダルク責任者の３人に治療の義務付けをめぐる諸問題について、それぞれの視点から報告してもらい、反復違法行為者の回復に資する方策を考えていきたい。

１．多機能型精神科診療所における触法事例に対する取り組み

長谷川　直実（医療法人社団ほっとステーション）

主に統合失調症患者が長期にわたる社会的入院を余儀なくされていた日本の精神医療の負の歴史から、精神医療者の間では、非自発性治療はなるべく少なくすべきという考えが強い。一方、繰り返す薬物乱用、性的逸脱等は、犯罪であるから医療でなく司法のみで扱うべきと考える人も多い。ほっとステーションでは、刑事司法との連携の中で、制御不能の問題に取り組む事例がある。このような取り組みは、“社会防衛的”という意味ではなく、社会復帰阻害要因を遠ざけ、その人の回復の可能性を広げる。

２．条件反射制御法を実施したストーカー20 名の経過について

小早川　明子（NPO 法人ヒューマニティー）

接近欲求を正当化するためストーカーの思考はゆがむ。警告やカウンセリングを受ければ 8 割は考えを改め行為を止められる。一方、行動をエスカレートさせる急性期のストーカーや、カウンセリングでは接近欲求が消えない少数だが危険なストーカーが残り、課題となっていた。2013 年秋より条件反射制御法に 20 名を超えるストーカーを繋げたところ、治療を完了した者は全員、被害者に対する接近欲求を消滅、もしくは大幅に減じることができた。退院後の維持ステージを怠らない者は効果を継続させている。

３．刑事司法手続における薬物事犯者処遇の問題性

市川　岳仁（三重ダルク）

一部猶予制度では、薬物検査と CBT のみが課される。この問題は、充分や治療もなされないままに、結果（再使用のなさ）だけが要求されていること。それは結局、自己責任論を強化させ、また、テキストによる誘導が回復の言説を貧困化させる。回復は、やめることだと思わせてしまう。数少ない回復資源に接続されるこの機会を、単なる断薬がゴールだと思わせることの弊害。治療、矯正の議論と回復の議論は分けて行われるべきである。

２０日（日）　　９：３０―１２：３０

テーマセッションM（ラウンドテーブル）　　１５号館５階５０１教室

非行からの「立ち直り」と就労支援を再考する
――インタビュー調査に基づいて――

コーディネーター・司会：　岡邊　健　（京都大学）
話題提供者：　知名　健太郎定信　（七燈法律事務所）
相澤　育郎　（立正大学）
大江　將貴　（京都大学大学院）
相良　翔　（埼玉県立大学）
竹中　祐二　（北陸学院大学）
都島　梨紗　（岡山県立大学）

犯罪にひとたび関わったひとが、犯罪からの離脱をはかるために重要な要素として、犯罪学ではしばしば就労が挙げられる。レビュー論文（Kazemian and Farrington 2010）によれば、犯罪・非行からの離脱には、社会的要因と認知的要因の両者が不可欠であるが、社会的要因として大部分の研究が挙げているのが就労である。安定雇用と幸せな結婚が、犯罪からの重要な離脱要因であると述べた Sampson and Laub（1993）の知見は、日本でもよく知られている。

更生に関わる実務においても、就労はキータームとなっている。「再犯の防止等の推進に関する法律」では、就労支援や就業機会確保等が、条文上で明確に「講ずるもの」と規定されている。国の「再犯防止推進計画」では、今後の具体的施策として、矯正施設内における種々の取組みに加えて、就職に必要な技能（コミュニケーションスキルなど）の習得に向けた保護観察所での指導、更生保護就労支援事業の充実、就労希望の少年に対する少年サポートセンターでの支援の充実、多様な業種の協力雇用主の開拓、悩みの把握や助言など離職防止のための支援の充実といった具体策が挙げられている。

私たちは「『立ち直り』に関する研究会」（代表：岡邊）を組織し、犯罪・非行からの「立ち直り」のありように理論研究、経験研究の両側面から迫るプロジェクトを 2015 年から継続している（JSPS 科研費 JP15K01757、JP19H01558）。２年前のテーマセッションでは、元非行少年を受け入れている更生保護施設 X でのインタビュー調査等に基づいて議論した。今回のセッションでは、非行からの「立ち直り」と就労支援の関係性について、協力雇用主とそのもとで働く少年の両者へのインタビュー調査で得られたデータを主な素材として、考えてみたい。

話題提供者のひとりである知名弁護士は、福岡で元非行少年への支援に深く関わっている。福岡での少年に対する就労支援の現状に関して話題提供をいただく。その他の話題提供者は、研究会メンバーである。相澤からは就労支援に関係する諸施策の現状についての概括的な報告を、相良・竹中・都島からは雇用主インタビューに基づく報告を、大江からは少年インタビューに基づく報告を、それぞれ行う予定である。

２０日（日）　　１３：４０―１７：１０

シンポジウム　　７号館２階２０１教室

コミュニティと犯罪

コーディネーター・司会：野田　陽子（淑徳大学）
報告者：竹中　祐二（北陸学院大学）
山本　奈生（佛教大学）
原田　豊　（立正大学）
平井　秀幸（四天王寺大学）
指定討論者：島田　貴仁（科学警察研究所）
高木　大資（東京大学）
久保　貴　（東京福祉大学）

地域社会もしくはコミュニティは、固有の意味における犯罪社会学の成立当初より、犯罪の社会学的研究における主要な焦点の一つであった。とりわけシカゴ学派の研究は、犯罪発生の地域差を前提として、種々の分析概念を用いて犯罪発生を説明しうる地域社会／コミュニティ特性の解明を目指し、犯罪研究の一大潮流をなした。

地域社会／コミュニティへの関心はその後も途切れることはなかったが、犯罪研究の全体的動向のなかでは一時後景に退いた感が否めない。それにはいくつか理由があろうが、一つに、20 世紀半ば以降の大規模な社会変動によってもたらされた地域社会／コミュニティの変容を十分に視野に収めつつ犯罪現象を説明しうる新たな分析概念を犯罪研究が提起できなかったことも影響していると思われる。

20 世紀も終わりの四半世紀になると、地域社会／コミュニティへの関心が再び犯罪研究の前景に現れ始める。この変化は、一定の連関性を示す 2 つの特徴を伴って現れたといってよい。1 つは、自覚的にせよそうでないにせよ、リスクファクターとプロテクティブファクターの非対称性を前提に研究が組み立てられていること、いま 1 つは、理論構築上の関心の比重が原因論から対策論へとシフトしていることである。

この動向の延長線上に、近年注目を集めつつある social capital 概念を用いた犯罪研究も位置づけられよう。social capital 研究は、社会科学の分野で 21 世紀に入り急速に蓄積が進んだといわれるが、理論的立場の如何を問わず、social capital の要素もしくは条件等として社会的ネットワークに枢要ともいえる位置づけを与えているため、そもそも犯罪研究との親和性が顕在的・潜在的に高いといってよい。しかし、周辺領域における関心の高さはさておき、少なくとも日本においては、犯罪社会学、あるいはその近接領域である社会病理学において、social capital 概念を前面に押し出し犯罪と地域社会との関連を考察する研究は実のところきわめて少ない。

本シンポジウムでは、以上の研究動向を踏まえ、以下の諸点を検討してみたい。

１．犯罪と地域社会／コミュニティとの関連に関する分析概念を系譜論的に、断続も含め整理しつつ、その展開の理論的、社会的文脈を検討する。日本の犯罪社会学において、なぜ social capital 概念を前面に押し出した研究が少ないのかの検討も、ここで行いたい。

２．犯罪社会学が、地域社会／コミュニティの変容をいかに捉え、いかにそれを犯罪研究に内在化させてきたかを検討する。ここでは、地域社会概念あるいはコミュニティ概念を改めて問い直す作業も併せて行いたい。

３．リスクファクターとプロテクティブファクターとの非対称性は、対策論を原因論とは切り離して展開することの妥当性を担保するが、しかしそれは、原因論を「置き去りにしてよい」ということを論理必然的に正当化はしない。原因論的研究の後退ともいえる事態がなぜ犯罪社会学において起こっているのかを検討する。

４．地域社会／コミュニティと犯罪との関連を分析するために用いられてきた諸概念を、その価値属性という観点から検討する。これは、犯罪社会学が、その成立の初期から、支配的な価値体系に胚胎する病理を分析しうる概念枠組を提起してきたことに、現在の犯罪社会学がどれほど自覚的であるかを検討することでもある。

第 1 課題は竹中会員に、第 2 課題は山本会員、第 3 課題は原田会員、第 4 課題は平井会員にご担当いただく。

連　絡　事　項

■大会参加費（いずれも 2 日間有効）

会員一般参加者	2,000 円
会員院生参加者	1,000 円
非会員一般参加者	2,000 円
非会員院生参加者	1,000 円
非会員学部生参加者	無料

■懇親会費　10 月 19 日（土）　事前申し込み 4,000 円（当日 4,500 円）
会場：11 号館 1 階学生ホール

■昼　　食　**完全予約制**です。10 月 19 日（土）、20 日（日）ともに 1,000 円（お茶付き）でお弁当を販売いたします。

※参加費、懇親会費と併せて、同封の郵便振替用紙でお申し込みください。
※19 日（土）、20 日（日）ともにお弁当は会員控室（15 号館 3 階 302 教室）でお渡しいたします。

■参加申込方法

同封の郵便振替用紙に必要事項をチェック（☑）・記入の上、ゆうちょ銀行より所定の費用をご入金ください。**10 月 5 日（土）**までにお手続きをお願いいたします。

なお、非会員もしくは同封の郵便振替用紙を紛失された会員で、郵便局備え付けの用紙にて振り込みをされる方は、通信欄に会員・非会員の別と振込金額の内訳（大会参加費（一般・院生）、懇親会費、昼食（19 日（土）・20 日（日）））を必ずご記入ください。

※振り込み先
記号：00110-4、番号：451801、口座名義：野田　陽子

■コピーサービス

大会当日のコピーサービスはありません。コピー依頼はお受けいたしませんので、近隣のコンビニエンスストアをご利用ください。

■クローク

クロークは設置いたしません。

■駐車場

駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

淑徳大学ホームページ　http://www.shukutoku.ac.jp/
淑徳大学千葉キャンパスアクセスマップ　http://www.shukutoku.ac.jp/access/chiba/

淑徳大学千葉キャンパス案内図

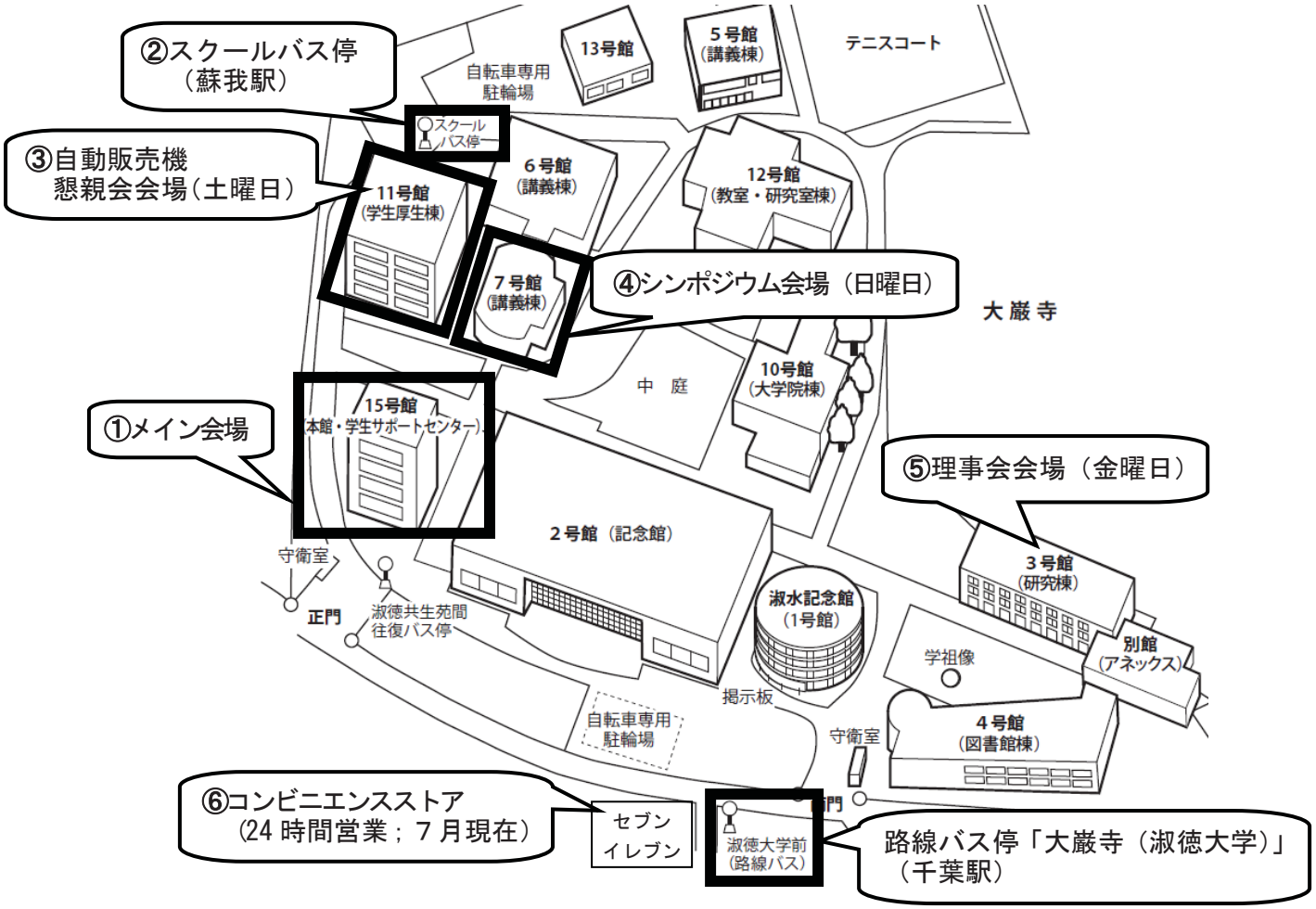

◆受付

15 号館（建物①）３階に設置しております。

スクールバス停（②）を降りて、11 号館（③）の脇を通り、15 号館までお進みください。

最初に受付をお済ませください。

◆メイン会場

15 号館（建物①）です。各会場は２～５階にございます。

シンポジウムは**７号館（建物④）**にて行います。

理事会は**３号館（建物⑤）**にて行います。会場は１階の会議室でございます。

◆会員休憩スペース・弁当受渡場所（事前申込）

15 号館（建物①）３階にございます。

◆売店

コンビニエンスストア（建物⑥）が営業しております。**自動販売機**は **11 号館（建物③）の１階**にございます。

◆懇親会

懇親会は、**11 号館（建物③）１階**にて行います。

15 号館構内図

１階

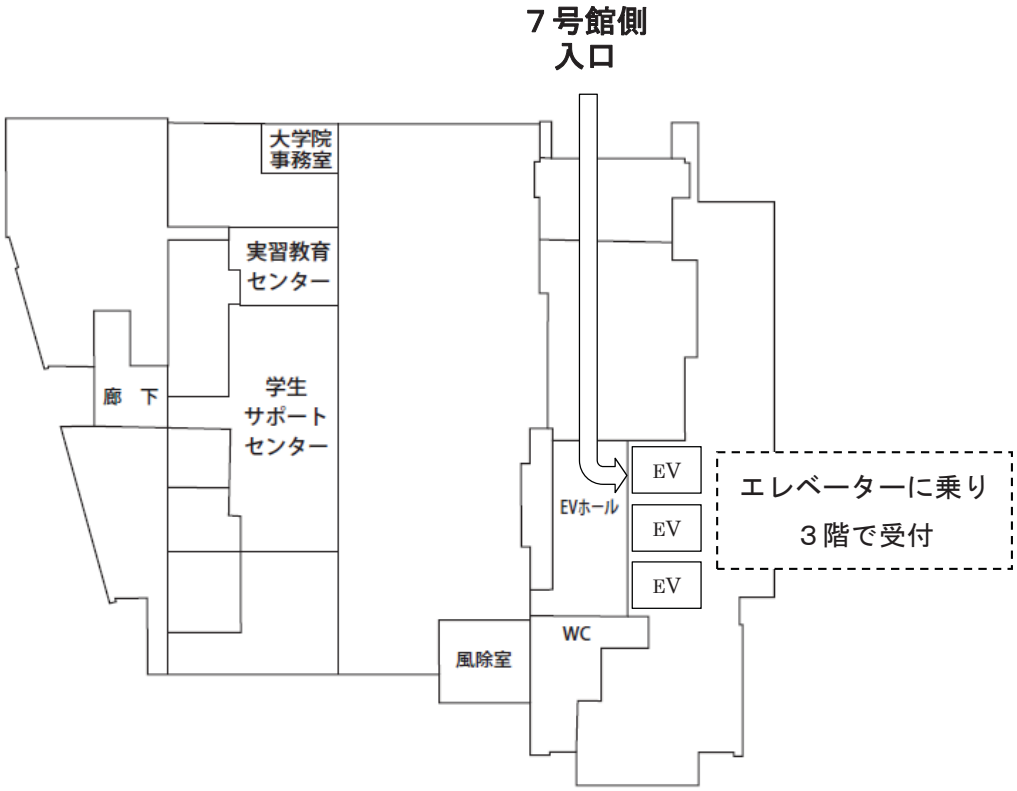

２階

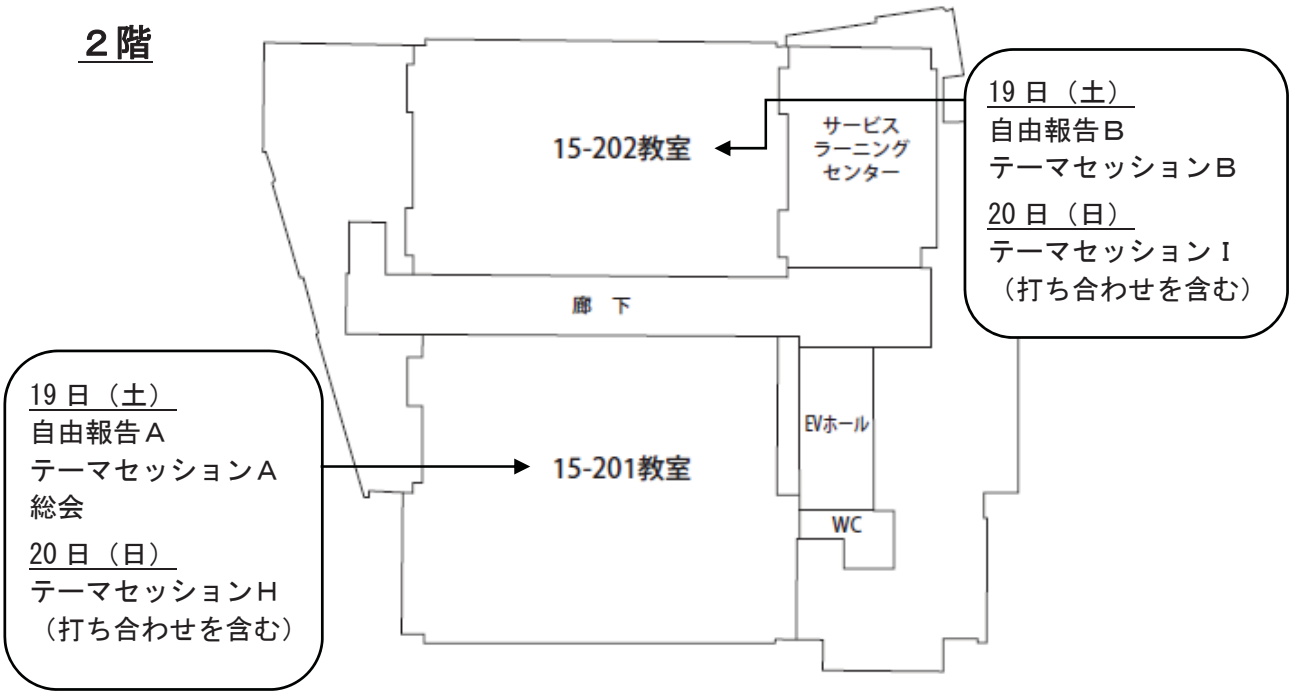

３階

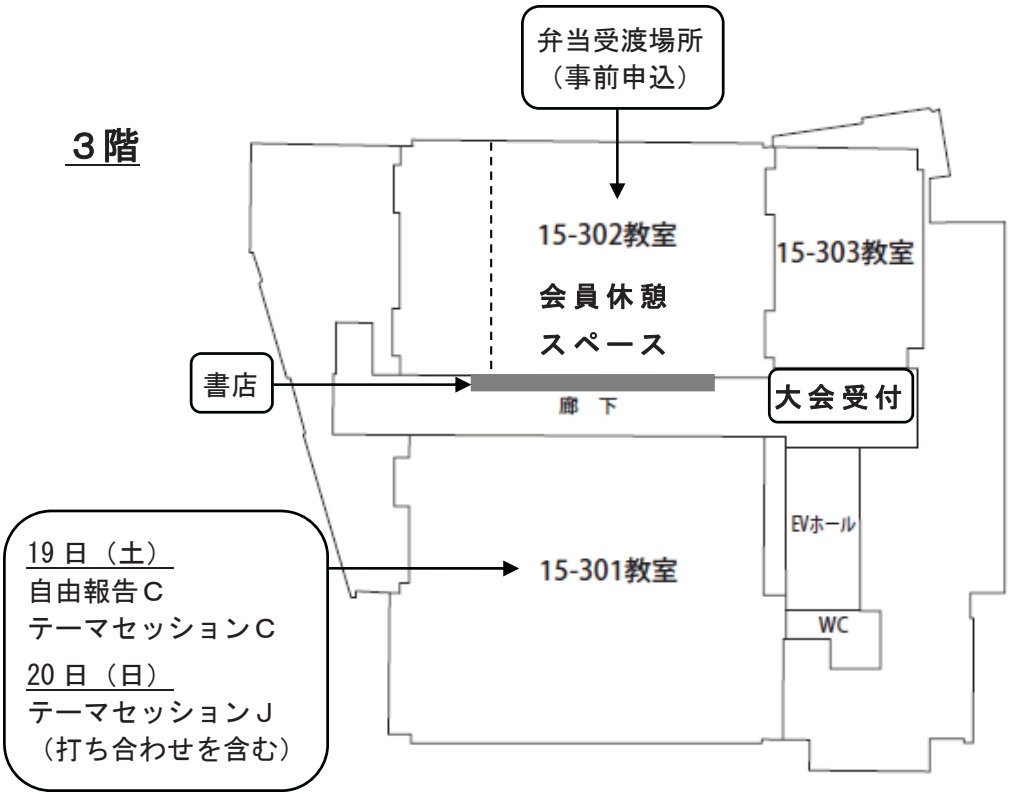
弁当受渡場所
（事前申込）
15-302教室
会員休憩
スペース
15-303教室
書店
廊　下
大会受付
EVホール
15-301教室
WC
19 日（土）
自由報告Ｃ
テーマセッションＣ
20 日（日）
テーマセッションＪ
（打ち合わせを含む）

４階

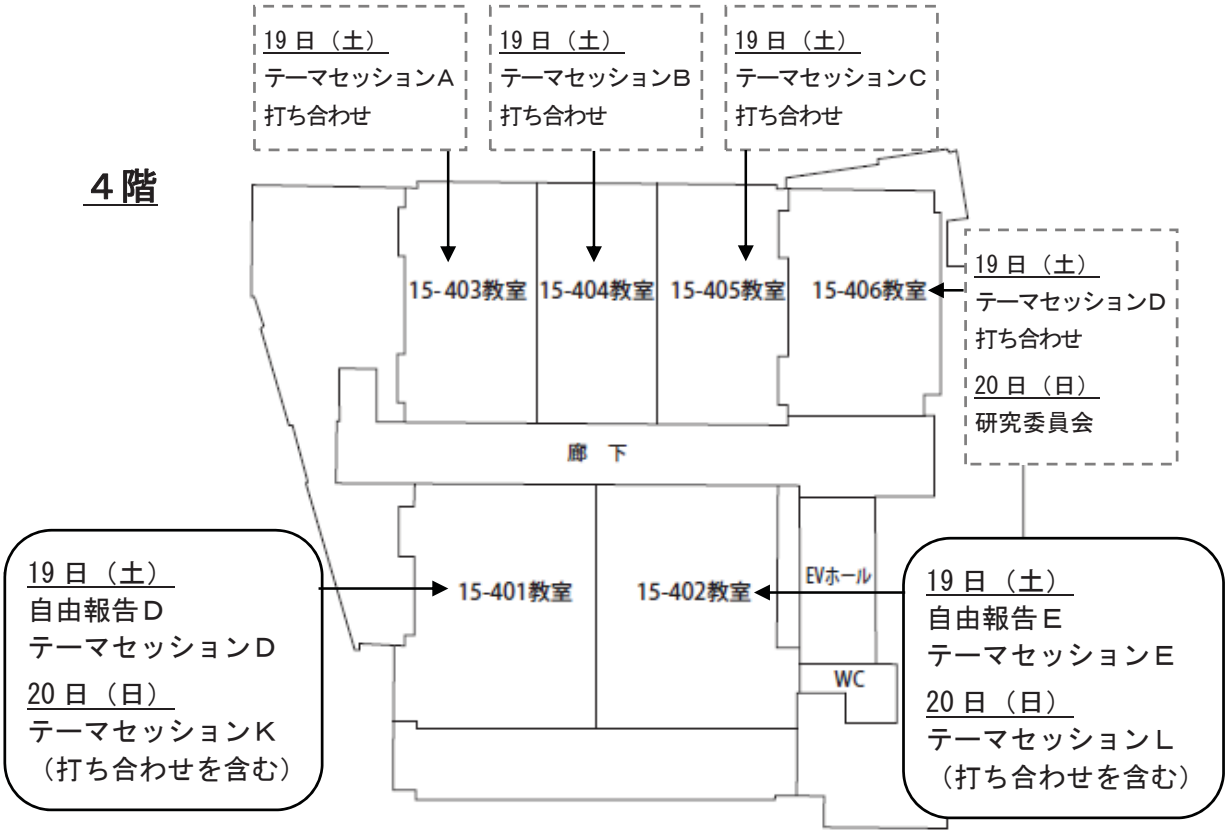
19 日（土）
テーマセッションA
打ち合わせ
19 日（土）
テーマセッションB
打ち合わせ
19 日（土）
テーマセッションC
打ち合わせ
15-403教室
15-404教室
15-405教室
15-406教室
19 日（土）
テーマセッションD
打ち合わせ
20 日（日）
研究委員会
廊　下
19 日（土）
自由報告Ｄ
テーマセッションＤ
20 日（日）
テーマセッションＫ
（打ち合わせを含む）
15-401教室
15-402教室
EVホール
WC
19 日（土）
自由報告Ｅ
テーマセッションＥ
20 日（日）
テーマセッションＬ
（打ち合わせを含む）

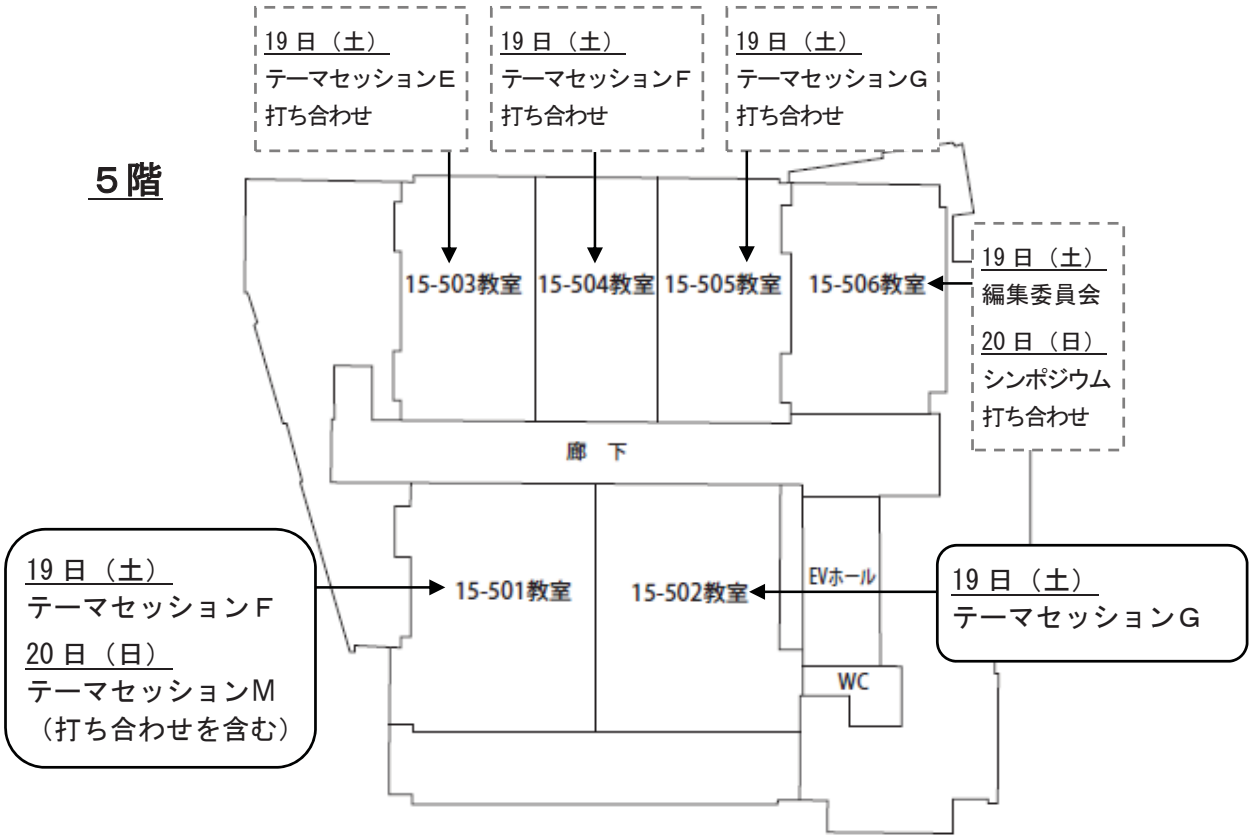
５階
19 日（土）
テーマセッションE
打ち合わせ
19 日（土）
テーマセッションF
打ち合わせ
19 日（土）
テーマセッションG
打ち合わせ
15-503教室
15-504教室
15-505教室
15-506教室
19 日（土）
編集委員会
20 日（日）
シンポジウム
打ち合わせ
廊　下
19 日（土）
テーマセッションF
20 日（日）
テーマセッションM
（打ち合わせを含む）
15-501教室
15-502教室
EVホール
19 日（土）
テーマセッションG
WC

７号館構内図

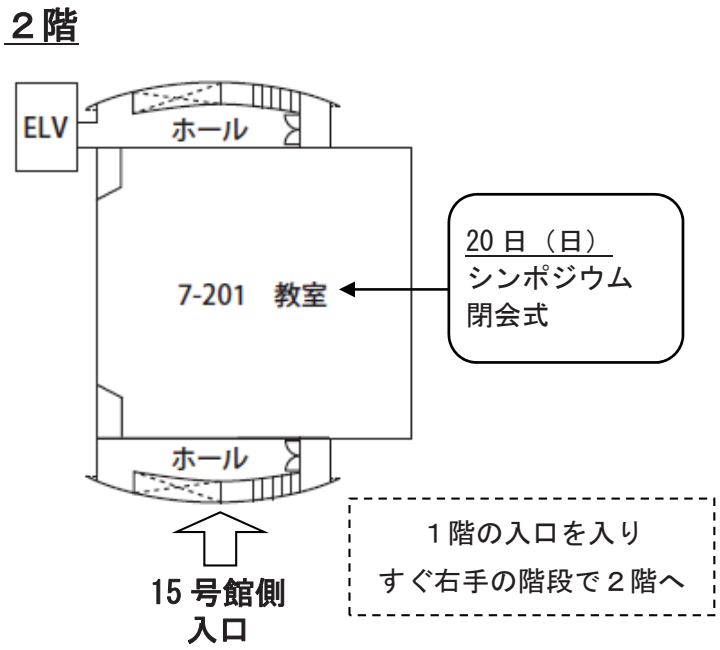
２階
ELV
ホール
7-201　教室
20 日（日）
シンポジウム
閉会式
ホール
15 号館側
入口
１階の入口を入り
すぐ右手の階段で２階へ

淑徳大学千葉キャンパスへのアクセス

◆交通アクセス

東京駅から JR 京葉線快速で約 45 分

※東京駅における JR 京葉線への乗り換えでは，500m 以上歩きますのでご注意ください。

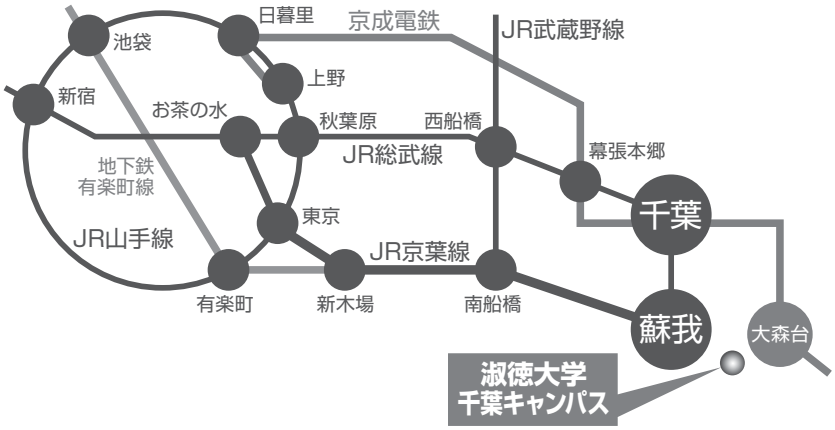

◆最寄り駅からの道のり

JR 蘇我駅東口より，スクールバス（無料）で約 8 分（徒歩で約 20 分）

※大会日程に合わせて増便しますので，スクールバスの利用をおすすめします。

京成電鉄千原線大森台駅より，徒歩で約 18 分

JR 千葉駅東口より，路線バス（小湊鐵道バス，片道 329 円（IC））で約 30 分

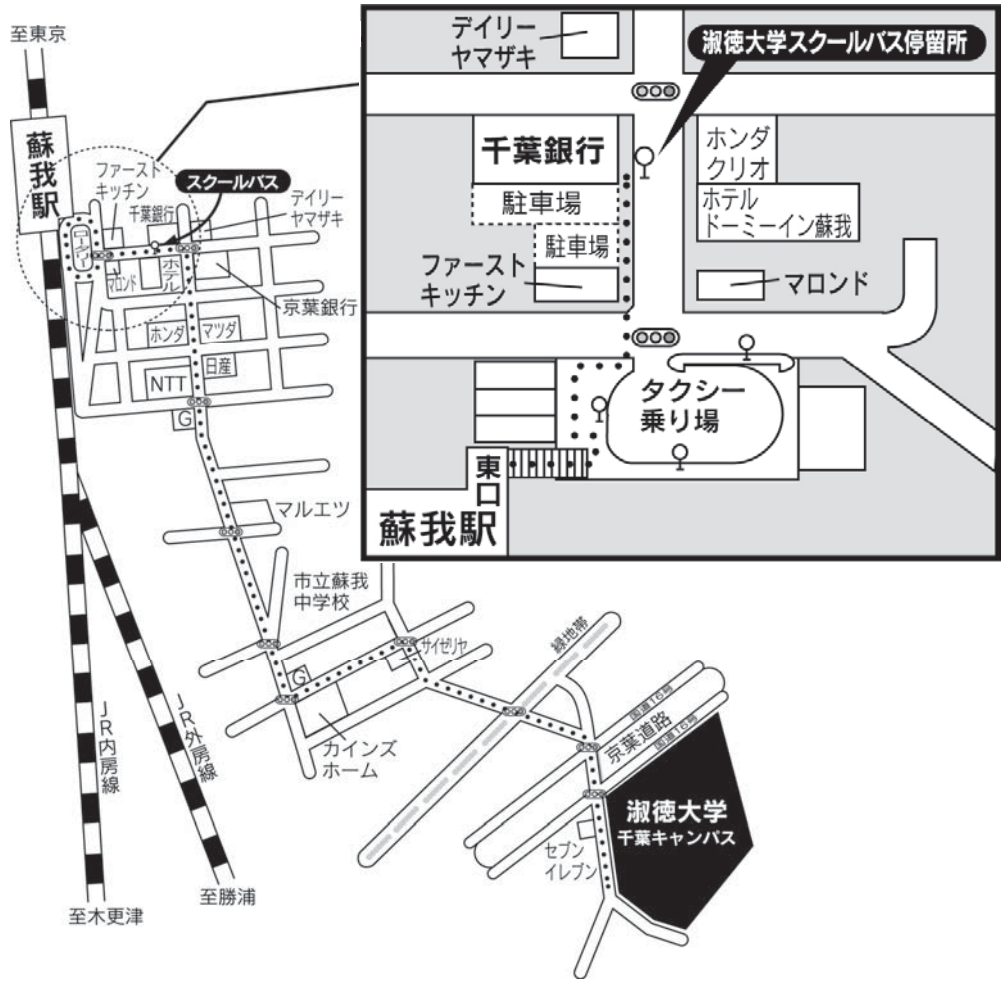

スクールバスダイヤ表

10月19日（土）

蘇我駅東口→淑徳大学

08	00 15 30 45
09	00 10 20 30 40 50
10	00 20 40
11	00 30
12	00 10 20 30 40 50
13	00 15 30 45
14	00 30
15	00 30
16	00 30
17	00 30
18	00 30
19	
20	

淑徳大学→蘇我駅東口

08	
09	05 25 45
10	05 25 45
11	15 45
12	05 25 45
13	15 45
14	15 45
15	15 45
16	15 30 45
17	00 15 30 45
18	15 45
19	15 30 40 50
20	00 15 30

10月20日（日）

蘇我駅東口→淑徳大学

08	00 15 30 45
09	00 10 20 30 40 50
10	00 30
11	00 30
12	00 30
13	00 15 30 45
14	00
15	
16	
17	
18	

淑徳大学→蘇我駅東口

08	
09	
10	
11	15 45
12	15 45
13	15 30 45
14	00 15
15	00
16	00
17	00 10 20 30 40 50
18	20

路線バスダイヤ表

10月19日（土）・10月20日（日）

千葉駅東口→大巌寺〔淑徳大学〕

06	
07	10 35 55
08	20 50
09	20 50
10	20 50
11	20 50
12	20 50
13	20 50
14	20
15	20 50
16	20 50
17	20 50
18	20 50
19	50
20	20 50
21	20

大巌寺〔淑徳大学〕→千葉駅東口

06	40
07	05 25 45
08	10 40
09	05 45
10	20 50
11	20 50
12	20 50
13	20 50
14	50
15	20
16	20 50
17	20 50
18	20 35
19	20 50
20	50
21	

成文堂

〒162-0041　東京都新宿区早稲田鶴巻町514　　価格は税抜きです
http://www.seibundoh.co.jp　電話03(3203)9201(代)・FAX 03(3203)9206

◆最新刊

刑事政策の新たな潮流
―石川正興先生古稀祝賀論文集―
吉開多一・小西暁和 編
A5上製／564頁／15000円

刑事法の理論と実務①
佐伯・高橋・只木・松宮 著
A5上製／312頁／4200円

犯罪者処遇論の展開
石川正興 著
A5上製／268頁／6000円

更生保護入門〔第5版〕
松本 勝 編著
A5並製／314頁／2100円

ストーキングの現状と対策
守山 正 編著
A5並製／414頁／5000円

◆好評書

刑事責任能力論
竹川俊也 著
A5上製／318頁／7000円

刑事政策〔第2版〕
川出敏裕・金 光旭 著
A5並製／556頁／3500円

要説更生保護〔第3版〕
辰野文理 著
A5並製／124頁／1500円

イギリス犯罪学研究Ⅱ
守山 正 著
A5上製／332頁／6500円

性暴力と修復的司法
小松原織香 著　RJ叢書10
A5上製／204頁／4500円

脳科学と少年司法
山口直也 編著
定価3600円＋税

脳科学・神経科学には目覚ましいものがある。近時の米国少年司法の脱厳罰化の動きは、この脳科学・神経科学の知見によるところが大きい。脳科学・発達心理学・臨床心理学、社会学の視点からも踏まえて、米国少年・刑事司法の現状を実体法・手続法両面において分析し、少年法の適用年齢を引下げなど未だに厳罰化を指向するわが国の少年・刑事司法のすすむべき方向性について、理論・実務の両面から検討する。

加害者家族の子どもたちの現状と支援
犯罪に巻き込まれた子どもたちへのアプローチ
阿部恭子 編著
定価2600円＋税

軽微な事件から重大事件まで約1300件のあらゆる状況下にある加害者家族を支援してきたNPO法人World Open Heartが「親やきょうだいが加害者となった「子どもたち」の実情と支援のあり方を提示する。

犯罪社会学研究第43号
日本犯罪社会学会 編
定価3200円＋税

【課題研究】超高齢社会における犯罪対策の基軸
―高齢者による万引きを中心に
齊藤知範／矢島正見／田中智仁／星周一郎

龍谷大学
矯正・保護研究センター研究年報8号
龍谷大学矯正・保護総合センター 編
定価3200円＋税

【特集】矯正・保護総合センター主催矯正・保護課程開設40周年記念事業日英シンポジウム―少年司法のゆくえ―報告
浜井浩一／村井敏邦／土井隆義／武内謙治／トム・エリス・京明

現代人文社
発売：大学図書
東京都新宿区四谷2-10 八ッ橋ビル7階
TEL 03-5379-0307　FAX 03-5379-5388
http://www.genjin.jp

刑罰制度改革の前に考えておくべきこと
本庄 武・武内謙治［編著］

法制審議会では現在、刑罰改革の議論が進められている。この改革の前に考えておくべき議論を歴史・理論の両面から考える。

●4200円＋税

少年矯正制度の再構築
藤田 尚［著］

少年法の理念を再考し、司法と福祉のバランスという視点を交えて、少年矯正制度全体を再構築することを試みる意欲的な研究書。

●6500円＋税

被疑者取調べの憲法的規制
安部祥太［著］

米国のミランダ判決を中心とした被疑者取調規制を整理し、これを継受した韓国の規制を検討、日本の憲法的規制策の提示を試みる。●予価5800円＋税（9月中旬刊）

陪審制度論
パウル・ヨハン・アンゼルム・フォイエルバッハ［著］
福井 厚［訳］

陪審制は、裁判官の恣意に対する市民的自由の防壁である。"近代刑法学の父"フォイエルバッハが陪審制の是非を検討した重要な書籍を本邦初訳。

●2700円＋税

刑事裁判における人間行動科学の寄与
情状鑑定と判決前調査
須藤 明・岡本吉生・村尾泰弘・丸山泰弘［編著］

現在の刑事司法の限界を見据え、人間行動科学の知見を活用し、情状鑑定、判決前調査制度の導入も検討した学際的研究の書。

●5800円＋税

国家が人を殺すとき
死刑を廃止すべき理由
ヘルムート・オルトナー［著］
須藤正美［訳］ 村井敏邦［特別寄稿］

●3300円＋税

少年法適用年齢引き下げは何をもたらすか
（別冊法学セミナー）新・総合特集シリーズ10
刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター［編］

少年法にかかわる実務家、研究者訴える少年司法の理念。守屋克彦・村松 励・斉藤豊治・武内謙治・川邉 譲・森田哲志・伊藤由紀夫・北澤貞男・本庄 武・糟谷忠男

●1400円＋税

法律時報 2019 4月号
特集 人工知能の開発・利用をめぐる刑事法規制

目覚しい発展を遂げつつある人工知能は、刑事法分野でどのような問題を生じさせるのか。新たな刑事法規制のあり方を探求する。稲谷龍彦 ほか

●1750円＋税

日本評論社
https://www.nippyo.co.jp/
〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4 ☎03-3987-8621 FAX 03-3987-8590
ご注文は日本評論社サービスセンターへ ☎049-274-1780 FAX 049-274-1788 ※表示価格は本体価格

近代日本の少年非行史
「不良少年」観に関する歴史社会学研究
作田誠一郎 著　A5判/416頁　（7000円）

●少年非行に対する社会的反作用を分析対象とし、専門家、マス・メディア等の言及等を整理、その変容過程を歴史社会学的に分析。

関係性の社会病理
日本社会病理学会 監修
高橋正興・矢島正見　編著　A5判/240頁　（2500円）

●近年のさまざまな社会病理現象（または問題行動）を論考する。

シリーズ社会問題研究の最前線

①**医療化のポリティクス** 近代医療の地平を問う
森田洋司・進藤雄三 編著　A5判/272頁（2600円）

②**新たなる排除にどう立ち向かうか**
―ソーシャル・インクルージョンの可能性と課題
森田洋司・矢島正見・進藤雄三・神原文子 編著
A5判/292頁（3000円）

淑徳大学福祉学部研究叢書 26
子どもたちの逸脱・非行【第２版】
生き方のパラダイム変化と文化的分化の視座から
古部愼一 著　A5判/232頁　（3100円）

犯罪報道におけるジェンダー問題に関する研究
ジェンダーとメディアの視点から
四方由美 著　A5判/290頁　（5500円）

社会病理のリアリティ
山元公平・高原正興・佐々木嬉代三 編著
A5判/222頁　（2200円）

社会病理学的想像力
矢島正見 著　A5判/260頁　（2400円）

アメリカ凶悪犯罪の専門家が明かす
無差別殺人犯の正体
阿部憲仁 著　四六判/160頁　（1600円）

早稲田社会学ブックレット 現代社会学のトピックス④
タルド社会学への招待
模倣・犯罪・メディア
池田祥英 著　四六判/136頁　（1300円）

早稲田教育ブックレット ③
衝動性と非行・犯罪を考える
早稲田大学教育総合研究所 監修
坂爪一幸 編著　A5判/128頁　（1300円）

〒153-0064　東京都目黒区下目黒３－６－１
http://www.gakubunsha.com
学文社
Tel 03-3715-1501(代)　Fax 03-3715-2012
E-mail: eigyo@gakubunsha.com

2020年度

社会安全問題に関する研究助成の募集

安全な社会へ

社安研

公益財団法人 日工組社会安全研究財団は、
人々が安全にまた安心して生活できる社会の実現を妨げる諸問題を解決するための研究を助成しています。

助成対象分野

少年非行防止対策、子ども・少年・女性・高齢者を対象とする犯罪等の防止対策、組織犯罪対策、薬物銃器犯罪対策、犯罪の国際化への対策、犯罪被害者支援対策、マイノリティ・マジョリティの安全安心な共生のための対策等、社会安全問題に関する社会科学の研究を主として対象といたします。

募集期間

2019年11月1日(金)～2019年11月30日(土)

助成種別・助成額

助成種別	助成の対象	1件あたりの助成額
一般研究助成	個人又はグループによる研究	300万円を上限とする。
若手研究助成	40歳以下の個人研究	100万円を上限とする。

助成期間

助成金交付時から1年半

決定時期

2020年3月頃

選考委員

(委員長以下五十音順)

委員長　前田　雅英　(日本大学大学院法務研究科教授　刑事法学)
委　員　耳塚　寛明　(青山学院大学学部特任教授　教育社会学)
委　員　村松　　励　(専修大学名誉教授　犯罪心理学)
委　員　山本　　功　(淑徳大学教授　犯罪社会学)
委　員　山本　俊哉　(明治大学教授　都市計画学)

応募方法

当財団ウェブサイトからIDを取得(研究者登録)した上で、「研究者ページログイン」から応募してください。
IDの取得は、募集期間にかかわらずいつでも可能です。
助成申請方法の手順については、ウェブサイト「助成申請方法について」をご覧ください。

ウェブサイト▶ http://www.syaanken.or.jp/

- 募集要項の公表時期：**2019年8月頃予定**
- 募集に関する詳細、助成件数・採択研究課題等過去の実績は、当財団ウェブサイトをご覧ください。

社安研　検索

公益財団法人 日工組社会安全研究財団